



# 金沢市公報

号外第7号の5

平成18年(2006年)3月27日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規則	
金沢市における広見等のコミュニティ空間の 保存及び活用に関する条例施行規則 (市民参画課)	1
金沢市における駐車場の適正な配置に関する 条例施行規則 (交通政策課)	3
金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規則 ( " )	5
金沢市における企業立地及び中小企業構造の 高度化の促進に関する条例施行規則の一部を 改正する規則 (工業振興課)	5

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正 する規則 (まちなみ対策課)	6
金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則 の一部を改正する規則 (建築指導課)	14
金沢市勤労青少年寮条例施行規則及び金沢市 勤労青少年若潮寮規則を廃止する規則 (労働政策課)	14

## 規 則

金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第2号

金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例（平成18年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(コミュニティ空間保存活用協定)

第2条 条例第7条第1項に規定するコミュニティ空間保存活用団体（以下「コミュニティ空間保存活用団体」という。）は、条例第8条第1項の規定により市長とコミュニティ空間の保存及び活用に関する協定（以下「コミュニティ空間保存活用協定」という。）を締結しようとするときは、コミュニティ空間保存活用協定締結申出書（様式第1号）に、コミュニティ空間保存活用計画書（様式第2号）を添付して、市長に申し出なければならない。

第3条 市長は、前条の規定による申出があったときは、当該申出の内容を審査し、当該申出に係るコミュニティ空間保存活用計画書の内容が本市がまちづくりに関して定めた基準等に適合していると認めるときは、コミュニティ空間保存活用協定書（様式第3号）により、当該コミュニティ空間保存活用団体とコミュニティ空間保存活用協定を締結するものとする。

第4条 前2条の規定は、コミュニティ空間保存活用団体がコミュニティ空間保存活用協定を変更しようとする場合について準用する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

コミュニティ空間保存活用協定締結申出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

団体の代表者 団体名  
住 所  
氏 名 印

金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例第7条第1項の規定により策定したコミュニティ空間保存活用計画について、同条例第8条第1項の規定により金沢市長とコミュニティ空間の保存及び活用に関する協定を締結したいので、コミュニティ空間保存活用計画書を添えて申し出ます。

様式第2号 (第2条関係)

コミュニティ空間保存活用計画書

コミュニティ空間保存活用計画の名称	
コミュニティ空間保存活用計画の対象となる区域	
コミュニティ空間保存活用計画の目標及び方針	
当該区域におけるコミュニティ空間の保存及び活用に係る住民等の自主的な取組に関する事項及びコミュニティ空間の整備に関する事項	
その他当該コミュニティ空間の保存及び活用を図るために必要な事項	

様式第3号 (第3条関係)

コミュニティ空間保存活用協定書

と金沢市長とは、当該団体が策定した「コミュニティ空間保存活用計画」に基づき、当該区域におけるコミュニティ空間の保存及び活用を図るため、金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおりコミュニティ空間の保存及び活用に関する協定を締結する。

- 1 協定番号
- 2 協定の名称

3 協定に係る区域

4 協定に係るコミュニティ空間保存活用計画の内容 別紙「コミュニティ空間保存活用計画書」のとおり

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

団体の代表者 団体名  
住 所  
氏 名 印

金 沢 市 長 印

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第3号

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例(平成18年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(まちなか駐車場区域の指定の案の縦覧等)

第3条 市長は、まちなか駐車場区域の指定の案を作成したときは、その旨を公告し、当該まちなか駐車場区域の指定の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該まちなか駐車場区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、まちなか駐車場区域の変更の案を作成した場合について準用する。

(まちなか駐車場設置基準の案の縦覧等)

第4条 市長は、まちなか駐車場設置基準の案を作成したときは、その旨を公告し、当該まちなか駐車場設置基準の案を、公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、当該まちなか駐車場設置基準に係るまちなか駐車場区域内の土地、建物等の所有者及び占有者並びに利害関係者は、同項の縦覧期間の初日からその末日後1週間を経過する日までの間に、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、まちなか駐車場設置基準の変更の案を作成した場合について準用する。

(まちなか駐車場区域内の行為に関する届出)

第5条 条例第9条第1項の規定による届出は、駐車場新設・変更届出書(別記様式)に、別表に掲げる図面を添付して行うものとする。

(既設の駐車場における届出を要する行為)

第6条 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 駐車台数(増加する場合に限る。)

(2) 駐車場の種別

(3) 駐車場の用途

(審議会の会議等)

第7条 金沢市駐車場適正配置審議会(以下「審議会」という。)の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。  
 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
 第8条 条例第6章及び前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。  
 (雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

駐車場の種別	図面の種類	明示すべき事項
平面駐車場	位置図	付近100メートル以内の道路、目標となる物件その他当該駐車場の周辺の状況
	平面図	敷地の境界線、駐車施設の配置及び出入口の配置
立体駐車場	位置図	付近100メートル以内の道路、目標となる物件その他当該駐車場の周辺の状況
	配置図	敷地の境界線及び出入口の配置
	各階平面図	各階の駐車施設の配置
	着色した2面以上の立面図	各階の高さ、出入口の配置及び色彩

別記様式 (第5条関係)

駐車場新設・変更届出書

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者 住所  
氏名

印

金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出の種別	新設		変更		
駐車場の場所	金沢市		番地		
駐車場の名称					
駐車場の面積	駐車場の延べ床面積		約	m <sup>2</sup>	
	うち、駐車ますの総面積		約	m <sup>2</sup>	
	駐車場の敷地面積		約	m <sup>2</sup>	
敷地の所有関係	自己所有		借地		
駐車台数	階 数	駐 車 場 の 用 途			
		一般公共の用に供する部分		一般公共の用以外に供する部分	
		時間貸し部分	月極・専用部分	月極・専用部分	
	平面自走部分		台	台	台
	地上立体自走部分	階	台	台	台
	地下立体自走部分	階	台	台	台
	地上立体機械部分	階	台	台	台
地下立体機械部分	階	台	台	台	
	合 計		台	台	台

工事着手予定	年 月 日
供用開始予定	年 月 日
連絡先	

備考

- 1 法人にあっては、住所は事務所の所在地を、氏名は名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 該当する の中にレ印を付けてください。
- 3 建物内の駐車場については、駐車場の敷地面積の欄の記入は不要です。
- 4 駐車台数の欄は、駐車場の種別及び駐車場内における自動車の走行方式ごとに、それぞれ該当する部分の欄に記入してください。
- 5 変更の届出の場合は、 の欄以外の欄は、変更があった事項のみ記入してください。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第4号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成17年条例第73号）の施行期日は、平成18年4月15日とする。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第5号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び同条第3号」を「、同条第3号」に改め、「融資製造工場等」という。）の次に「及び同条第4号」に規定する市長が別に定める流通業務施設（以下「融資流通業務施設」という。）を加える。

第13条及び第15条第2号中「又は融資製造工場等」を「、融資製造工場等又は融資流通業務施設」に改める。

附則第2項中「平成18年3月31日」を「平成19年3月31日」に改める。

別表第1中

「従業員を10人以上有する工場で、次に掲げる要件を備えるもの

- (1) 新事業創出促進法施行令（平成11年政令第7号）第8条第1号から第36号までに掲げる事業又は昭和59年大蔵省告示第41号（租税特別措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工場としての事業を指定する件。別表第3において「大蔵省告示第41号」という。）に掲げる業に供するものであること。
- (2) 固定資産の取得に要した経費が1億円を超えるもの又は助成製造工場等の要件を満たすものであること。

を

従業員を10人以上有する工場で、次に掲げる要件を備えるもの

- (1) 中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令（平成17年政令第153号）附則第2条第2号の規定による廃止前の新事業創出促進法施行令（平成11年政令第7号。別表第3において「旧新事業創出促進法施行令」という。）第8条第1号から第36号までに掲げる事業又は昭和59年大蔵省告示第41号（租税特別措置法第44条の2第1項に規定する高度技術工場としての事業を指定する件。別表第3において「大蔵省告示第41号」という。）に掲げる業に供するものであること。
- (2) 固定資産の取得に要した経費が1億円を超えるもの又は助成製造工場等の要件を満たすものであること。

に改める。

別表第3 融資高度技術工場の項中「新事業創出促進法施行令」を「旧新事業創出促進法施行令」に改め、同表中

融資の額及びその限度額	融資特定事業所、融資高度技術工場又は融資製造工場等の新設、増設又は取得に要する経費に、3分の2を乗じて得た額以内の額とし、その額は、5億円を限度とする。	を
-------------	--	---

融資流通業務施設	従業員を10人以上有する施設で、次に掲げる要件を備えるもの (1) 貨物の積卸しのための施設、倉庫、上屋、荷さばき場、事務所その他の流通業務の用に供するもの又はこれらに附帯するものであること。 (2) 新設、増設又は取得に係る床面積が1,000平方メートル以上であること。 (3) 固定資産の取得に要する経費が1億円を超えるものであること。	に改める。
融資の額及びその限度額	融資特定事業所、融資高度技術工場、融資製造工場等又は融資流通業務施設の新設、増設又は取得に要する経費に、3分の2を乗じて得た額以内の額とし、その額は、5億円を限度とする。	

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改定規定、別表第1の改正規定及び別表第3 融資高度技術工場の項の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第6号

金沢市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号中「第24条第3項各号」を「第27条第3項各号」に改める。

第20条第2項第1号中「届出をした」を「登録を受けた」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 条例第34条第1項各号に掲げる者

第20条第2項第3号中「第24条第3項各号」を「第27条第3項各号」に改める。

第22条及び第23条を次のように改める。

(更新の登録の申請期限)

第22条 条例第31条第3項の規定による更新の登録を受けようとする屋外広告業者（条例第31条の4第1項第2号に規定する屋外広告業者をいう。以下同じ。）は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

(屋外広告業の登録の申請)

第23条 条例第31条の2第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書（様式第16号）に定めるとおりとする。

2 条例第31条の2第2項（条例第31条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する誓約書（以下「誓約書」という。）は、様式第17号に定めるとおりとする。

3 条例第31条の2第2項（条例第31条の5第3項において準用する場合を除く。）の規則で定める書類は、次に掲



げるものとする。

- (1) 条例第31条の2第1項に規定する登録申請者（以下「登録申請者」という。）が個人である場合にあっては、登録申請者（当該登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書類
- (2) 登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴を記載した書類
- (3) 業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- (4) 業務主任者が条例第34条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4 前項第1号及び第2号の略歴を記載した書類は、様式第18号に定めるとおりとする。

第27条を第33条とし、同条の前に次の4条を加える。

（講習会修了者と同等以上の知識を有すると認める者）

第29条 条例第34条第1項第5号に規定する規則で定める者は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第104号）による改正前の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第17条の2第1項の規定による認定を受けた屋外広告士資格審査・証明事業として行われた試験に合格した屋外広告士の資格を有する者とする。

（標識の掲示）

第30条 条例第34条の2の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第34条の2の標識は、屋外広告業者登録票（様式第23号）に定めるとおりとする。

（帳簿の記載事項等）

第31条 条例第34条の3の帳簿（以下「帳簿」という。）は、様式第24号に定めるとおりとする。

2 条例第34条の3に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示又は設置の場所
- (3) 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

3 帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、その営業所ごとに当該帳簿を閉鎖した日から5年間保存しなければならない。

（監督処分簿）

第32条 条例第35条の3第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び営業所の所在地）並びに登録番号
- (2) 処分の根拠となった条例の規定
- (3) 処分の原因となった事実
- (4) その他参考となる事項

第26条を削り、第25条を第28条とし、第24条を第27条とし、第23条の次に次の3条を加える。

（登録の通知）

第24条 条例第31条の3第2項の規定による通知は、屋外広告業登録証（様式第19号）の交付により行うものとする。

（変更の届出）

第25条 条例第31条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第20号）による。

2 条例第31条の5第3項において準用する条例第31条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 条例第31条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 個人にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人にあっては登記事項証明書
- (2) 条例第31条の2第1項第2号に掲げる事項の変更 (変更の登記を必要とする場合に限る。) 当該法人の登記事項証明書
- (3) 条例第31条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 誓約書及び第23条第3項第2号に掲げる書類
- (4) 条例第31条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 誓約書及び第23条第3項第1号に掲げる書類 (法定代理人に係るものに限る。)
- (5) 条例第31条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 第23条第3項第3号及び第4号に掲げる書類 (廃業等の届出)

第26条 条例第31条の7の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書 (様式第21号) による。

別表第4第2項の表景観への配慮の項中	「 ウ ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。ただし、第4種禁止地域を除く。 エ 電光表示装置は、設置しない。」	を
--------------------	--	---

「 ウ ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。ただし、第4種禁止地域を除く。」	に改め、同第2項の表ネオンを利用するもの
--	----------------------

の項の次に次のように加える。

可変表示装置を利用するもの	(1) 第1種禁止地域から第5種禁止地域までには、設置しない。 (2) 主に文字を表示する装置を利用する広告物等を設置する場合は、当該広告物等において使用する色の数をできるだけ少なくする。 (3) 主に映像を表示する装置 (以下「映像表示装置」という。) を利用する広告物等を設置する場合は、次のとおりとする。 ア 建築物等の屋上への設置を禁止する。 イ 映像表示装置を利用する広告物等の上端は、地上から4メートル以下とする。 ウ 映像表示装置を利用する広告物等の表示面積は、建築物等の壁面の方向ごとに5平方メートル以内とする。 エ 広告物等の表示面積の合計を算出する場合は、映像表示装置を利用する広告物等の表示面積に2を乗じて得た面積と他の広告物等の表示面積とを合算する。 オ 広告物等の集約化に努めるとともに、表示時間、表示内容、音声の出力等について、周囲の環境を阻害しないものとする。
---------------	--

別表第4第3項第2号の表を次のように改める。

(2) 野立てのもの

種 類	地域の種別	規 格
野立てのもの	許可地域	ア 広告物等の高さは、10メートル以下とする。 イ 広告物等の表示面積は、一の敷地において、道路に面するごとに30平方メートル以内とする。ただし、映像表示装置を利用する場合は、一の敷地において、道路に面するごとに5平方メートル以内とする。 ウ 高さ、大きさ、色彩等について共通化を図る。

様式第1号から様式第3号まで、様式第7号及び様式第8号中

「 施工者の住所及び氏名並びに 屋外広告業届出番号	屋外広告業届出 石川県・金沢市 第 号	を
---------------------------------	---------------------	---

「 施工者の住所及び氏名並びに 屋外広告業登録番号	屋外広告業登録 金沢市 第 号	に改める。
---------------------------------	-----------------	-------



様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第19条関係)

(表)

(裏)

第 号
屋外広告物等検査吏員証
所 属
職氏名
上記の者は、金沢市屋外広告物条例第25条第1項又は第35条の4第1項の規定により、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査し、又は営業所等に立ち入り、帳簿等を検査する者であることを証明する。
年 月 日
金沢市長 印

金沢市屋外広告物条例 (抜粋)
(この欄には、金沢市屋外広告物条例第25条及び第35条の4の条文を記載すること。)

様式第16号から様式第19号までを次のように改める。

様式第16号 (第23条関係)

年 月 日

(あて先) 金沢市長

登録申請者

住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、金沢市屋外広告物条例第31条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規更新	登録番号	金沢市屋外広告業登録第 号	
		登録年月日	年	月 日
フリガナ氏名及び生年月日 (法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日)		生年月日	年	月 日
		法人・個人の別	1 法人	2 個人
住 所				
1 金沢市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地		営業所の名称	営業所の所在地	
2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称		営業所の名称	フリガナ氏名	摘 要

3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日	
	住 所		
5 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体の名称	登録年月日	登録番号

備考

- 1 印の箇所は、新規登録の場合は、記入しないでください。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、該当するものを で囲んでください。
- 3 申請者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第17号（第23条関係）

誓 約 書	
登録申請者、その役員及び法定代理人は、金沢市屋外広告物条例第31条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。	
年 月 日	
	登録申請者 印
(あて先) 金沢市長	

備考 申請者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第18号（第23条関係）

登録申請者 本 人  
法定代理人  
法人の役員 の略歴書

現 住 所			
フリガナ 氏 名		生年 月日	
略 歴	期 間 年 月 日から 年 月 日まで	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容	

賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 <div style="text-align: right;">氏名 印</div>		

備考

- 1 「本人 法定代理人 法人の役員」については、該当するものを で囲んでください。
- 2 申請者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第19号（第24条関係）

第 号
屋外広告業登録証
次の者は、金沢市屋外広告物条例第31条の3第1項の規定により屋外広告業者登録簿に登録をした者であることを証します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">金沢市長 印</div>
1 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 2 名称又は氏名

様式に次の5様式を加える。

様式第20号（第25条関係）

年 月 日

(あて先) 金沢市長

届出者  
住所  
氏名 印  
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録事項変更届出書

金沢市屋外広告物条例第31条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	金沢市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
フリガナ 氏 名及び生年月日 〔法人にあっては、名称並びに代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人

住 所			
変 更 に 係 る 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

備考

- 1 「法人・個人の別」については、該当するものを で囲んでください。
- 2 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第21号（第26条関係）

年 月 日

（あて先）金沢市長

届出者

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

屋外広告業廃業等届出書

金沢市屋外広告物条例第31条の7第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	金沢市屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
フリガナ 氏 名 （法人にあつては、名称及び 代表者の氏名）	法人・個人の別 1 法人 2 個人
住 所	
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続の開始 4 解散（2及び3以外の理由） 5 廃止
届出の理由の生じた日	
屋 外 広 告 業 者 と 届 出 人 と の 関 係	1 相続人 2 代表する役員であつた者 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考

- 1 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、該当するものを で囲んでください。
- 2 届出者本人（法人にあつては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

様式第22号 (第27条関係)

第 号
修 了 証 書
様
あなたは金沢市屋外広告物条例に基づく講習会の課程を修了したのでこれを証します
年 月 日
金沢市長 <span style="float: right;">印</span>

様式第23号 (第30条関係)

40センチメートル以上		35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上
屋 外 広 告 業 者 登 録 票		
名 称 又 は 氏 名		
法人である場合の 代 表 者 の 氏 名		
登 録 番 号	金沢市屋外広告業登録第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
営 業 所 の 名 称		
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		

様式第24号 (第31条関係)

注 文 者 の 氏 名 又 は 名 称			
注 文 者 の 住 所			
広 告 物 等 の 表 示 又 は 設 置 の 場 所			
表 示 し、又 は 設 置 し た 広 告 物 等	名 称 又 は 種 類		数 量
当 該 表 示 又 は 設 置 の 年 月 日	年 月 日		
請 負 金 額			

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第7号

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則

金沢市建築計画概要書等の閲覧に関する規則（昭和45年規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1号を加える。

- (4) 建築物又は工作物を特定しない者（市長が特に認めた者を除く。）

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市勤労青少年寮条例施行規則及び金沢市勤労青少年若潮寮規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第8号

金沢市勤労青少年寮条例施行規則及び金沢市勤労青少年若潮寮規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 金沢市勤労青少年寮条例施行規則（昭和45年規則第45号）
- (2) 金沢市勤労青少年若潮寮規則（昭和46年規則第31号）

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年(2006年)3月27日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)3月27日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	120円		